


所管部課	企画財政部検査担当	部長	田代 雄己	
件名	東大和市検査事務規程の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市会計事務規則		
	部課機関	会計課		
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市検査事務規程第29条では、画一的に検査員による検査を行うことがかえって検査の能率的な執行を妨げるおそれがある契約について、「検査員の検査を要しない契約」として規定している。また、同条第21号では、「前各号に掲げるもののほか、市長が検査を要しないと認めるもの」について、市長決裁により、検査員の検査に代え、主管課長の履行確認を認めている。</p> <p>起案処理により主管課長の履行確認を行っている契約のうち定例的なもの、その他画一的な検査員の検査に適さない契約について、「検査員の検査を要しない契約」に規定するため、東大和市検査事務規程の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第29条第1号(物件の買入れに関する契約)に「印刷物等の買入れ契約」を追加する。 ・第29条第5号(委託契約)チに「伐採」を追加する。 ・第29条第5号(委託契約)テに「投票所入場整理券作成封入封緘」を追加する。 ・第29条第5号(委託契約)に「受付業務等に係る委託契約」を追加する。 <p>(2) 施行日</p> <p>平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>主管課長による契約の履行確認の状況と検査事務規程との整合が図られる。</p>				
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項(問題点等)</p> <p>特になし。</p>				
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。